

令和8年度秋田県
学校給食における危機管理・食育研修会

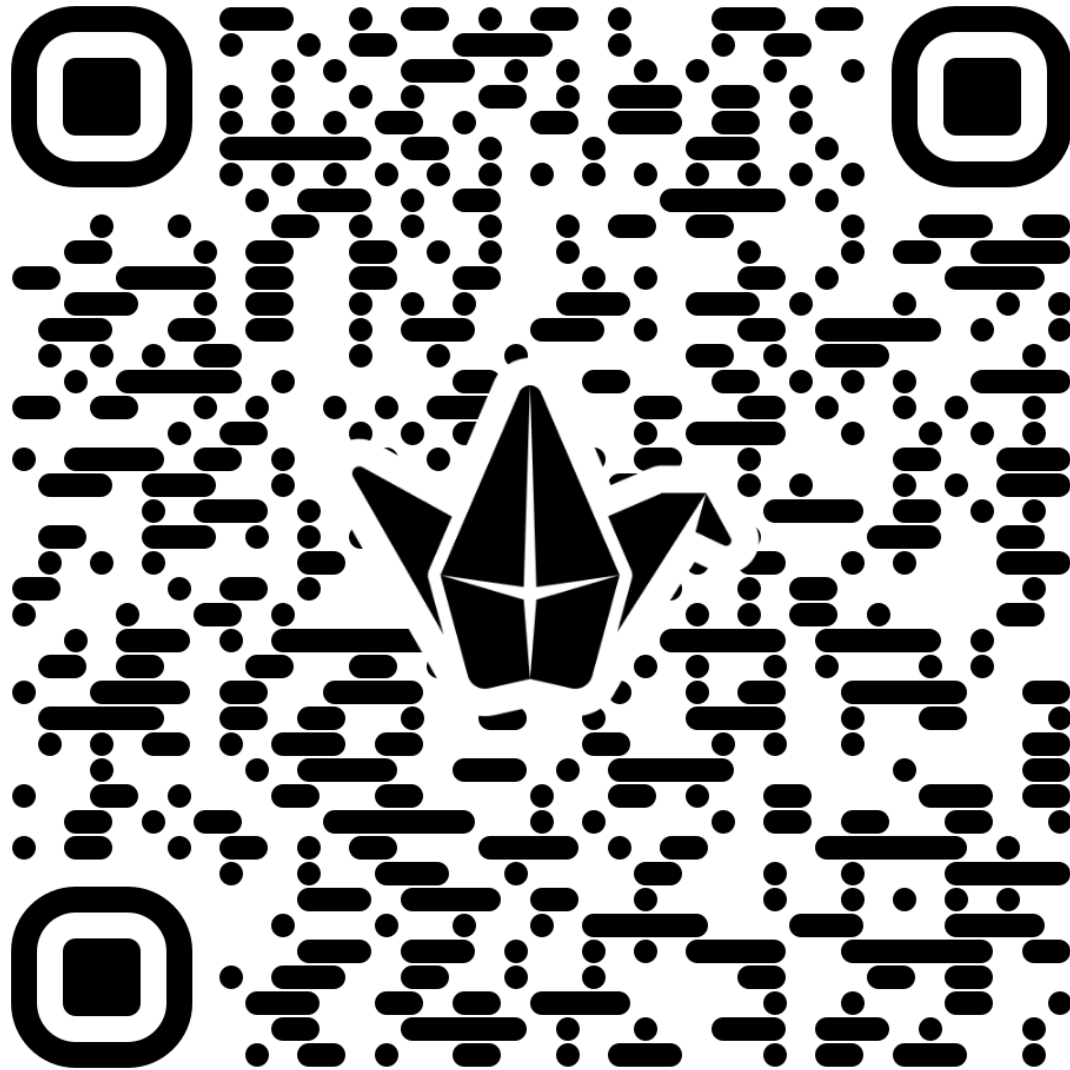
学校における食育の必要性について

令和8年5月14日(木) 14:30~15:30

兵庫県たつの市立小宅小学校
校長 清久 利和

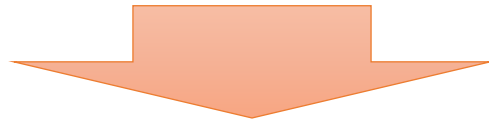
秋田県教育委員会

パドレットタイム



子どもたちに伝えたいこと

食は大切
食は楽しい



食への関心を高める



食に関する自己管理能力の育成

今日のメニュー

- 1 なぜ学校で食育を推進するのか
- 2 全体計画の作成
- 3 食育の内容の三体系

<食をめぐる現状・課題>

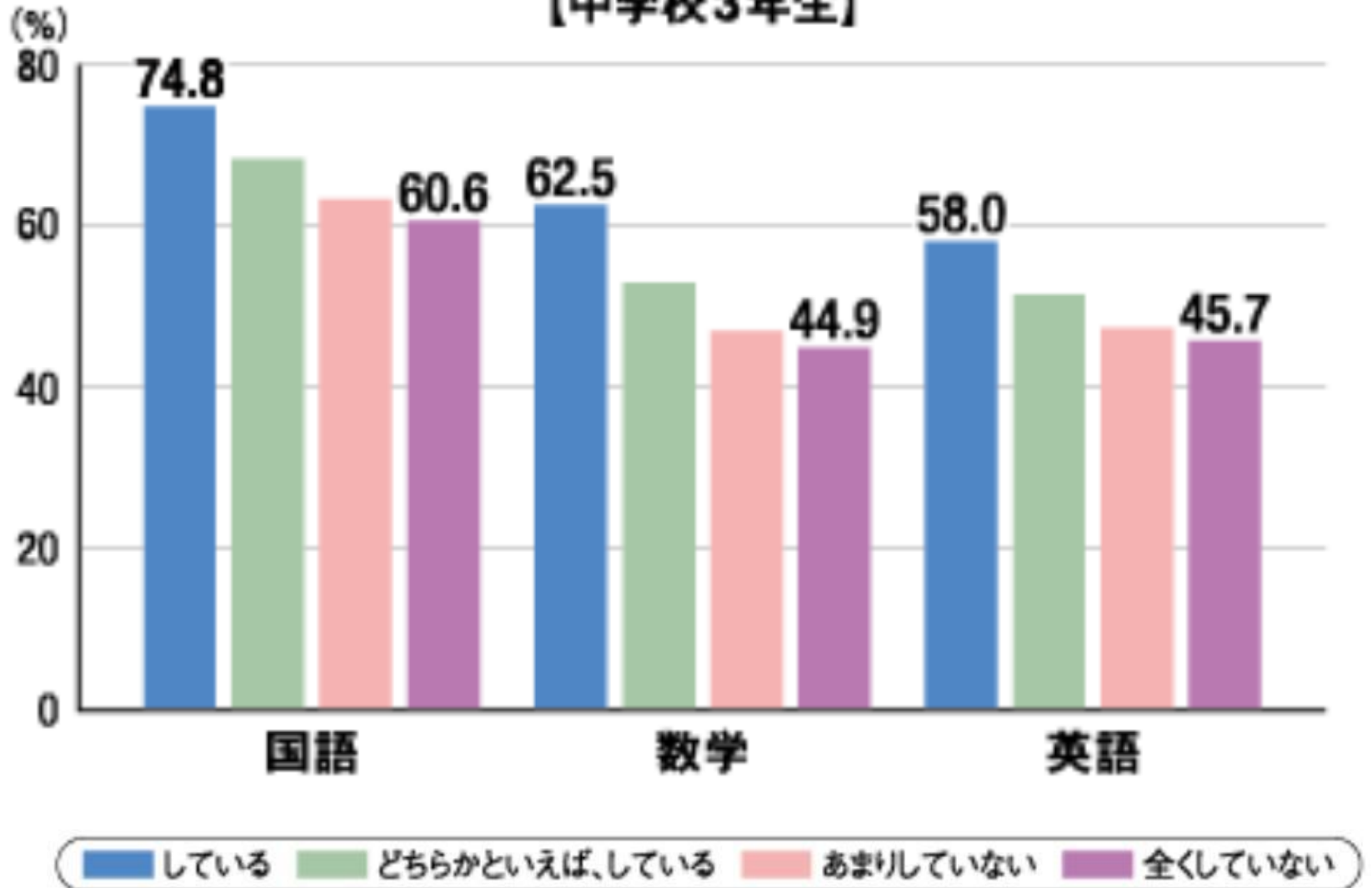
- 生活習慣病の予防
- 高齢化、健康寿命の延伸
- 成人男性の肥満、若い女性のやせ、高齢者の低栄養
- 世帯構造や暮らしの変化
- 農林漁業者や農山漁村人口の高齢化、減少
- 総合食料自給率（カリベース）38%（令和2年度）
- 地球規模の気候変動の影響の顕在化
- 食品ロス（推計）612万トン（平成29年度）
- 地域の伝統的な食文化が失われていくことへの危惧
- 新型コロナによる「新たな日常」への対応
- 社会のデジタル化
- 持続可能な開発目標(SDGs)へのコミットメント

食生活を取り巻く環境の変化や
食生活の乱れが指摘され、学校
における食育の推進が必要と
なったから

その中核を担うのが栄養教諭

朝食の摂取と学力調査の平均正答率との関係

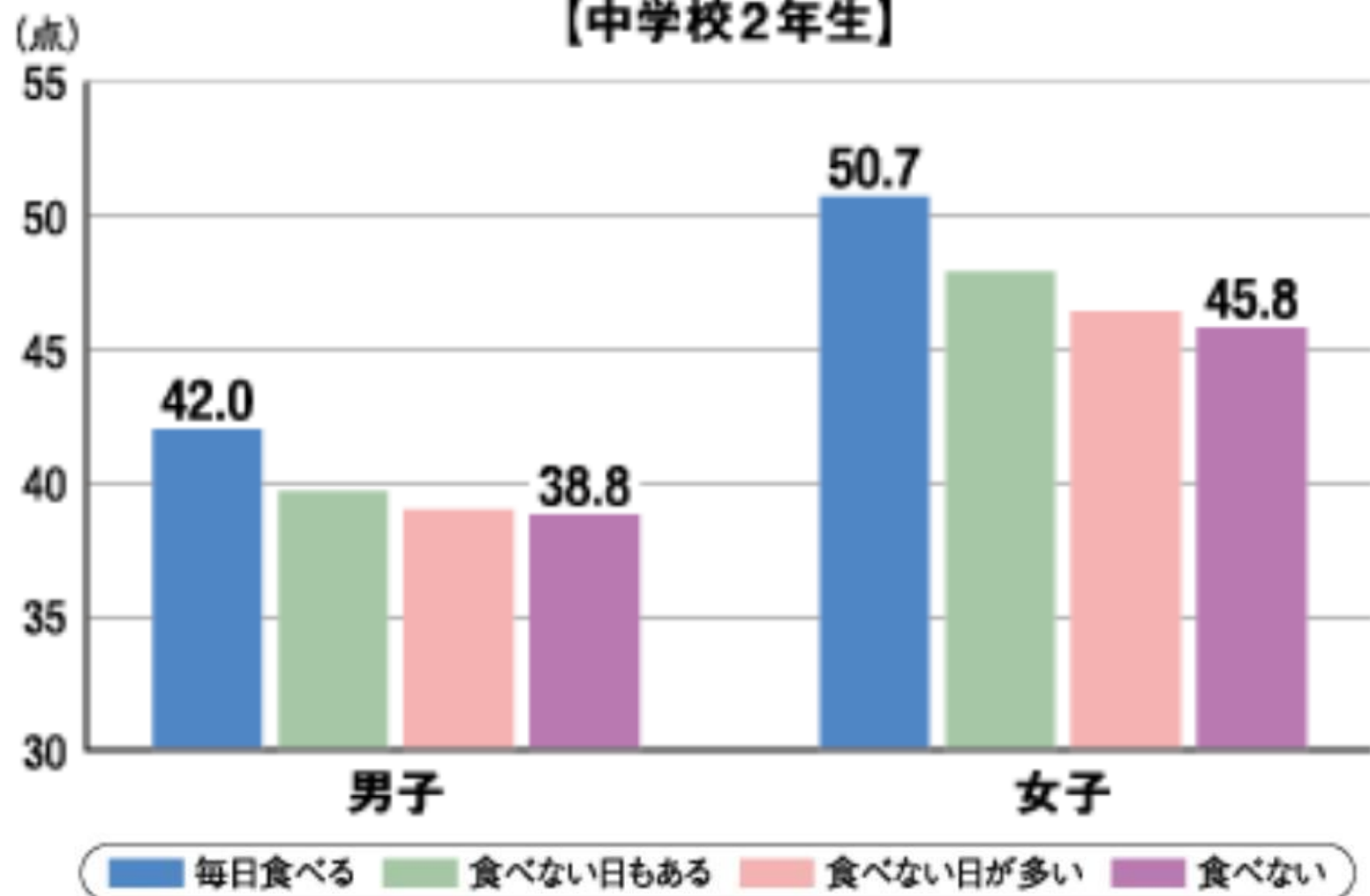
【中学校3年生】



資料:文部科学省「全国学力・学習状況調査」(令和元(2019)年度)

朝食の摂取と全国体力調査の体力合計点との関係

【中学校2年生】



資料:スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(令和元(2019)年度)

注:(質問)「朝食は毎日食べますか。(学校が休みの日も含める)」

(選択肢)「毎日食べる」、「食べない日もある」、「食べない日が多い」、「食べない」

食に関する資質・能力を踏まえた 指導の目標の明示

学習指導要領における食育の位置付け

(1) 学校における体育・健康に関する指導

第1章 総則 第1小学校（中学校）教育の基本と教育課程の役割

2(3) 学校における体育・健康に関する指導を、児童(生徒)の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科（保健体育科）、家庭科（技術・家庭科）及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科<、外国語活動>及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

< >内は小学校のみの記載。（ ）内は中学校において記載。

手引 p 9



1 食に関する資質・能力を踏まえた 指導の目標の明示

2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成 各学習指導要領 総則 より

(1) 言語能力，情報活用能力（情報モラルを含む。），問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力

(2) 現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力

「食に関する指導の手引」の改訂

食に関する指導の手引

—第二次改訂版—



平成31年3月
文部科学省

食に関する資質・能力を踏まえた 指導の目標の明示

手引 p 16

【食に関する指導の目標】

学校教育活動全体を通して、学校における食育の推進を図り、食に関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指します。

（知識・技能）

食事の重要性や栄養バランス、食文化等についての理解を図り、健康で健全な食生活に関する知識や技能を身に付けるようにする。

（思考力・判断力・表現力等）

食生活や食の選択について、正しい知識・情報に基づき、自ら管理したり判断したりできる能力を養う。

（学びに向かう力・人間性等）

主体的に、自他の健康な食生活を実現しようとし、食や食文化、食料の生産等に関わる人々に対して感謝する心を育み、食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を養う。

【食育の視点】

下記の六つは、今まで「食に関する指導の目標」として示してきましたが、「教科等における指導の目標」が曖昧になることがありました。そこで、これらの六つを「食育の視点」とし、食に関する指導がさらに、実践しやすいように再整理します。

- ◆ 食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。【食事の重要性】
- ◆ 心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。【心身の健康】
- ◆ 正しい知識・情報に基づいて、食品の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。【食品を選択する能力】
- ◆ 食べ物を大事にし、食料の生産等に関わる人々へ感謝する心をもつ。【感謝の心】
- ◆ 食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付ける。【社会性】
- ◆ 各地域の産物、食文化や食に関わる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。【食文化】

全体計画の作成で、 大切なことは何？

校長のリーダーシップ
全教職員の共通理解

「食に関する指導に係る全体計画」の位置づけ

国の第3次食育推進基本計画 (平成28年3月作成)

「食に関する指導の時間が十分確保されるよう、栄養教諭を中心とした教職員の連携・協働による学校の食に関する指導に係る全体計画の作成を推進する。」

学校給食法第10条

「校長は、当該指導が効果的に行われるよう、学校給食と関連付けつつ当該義務教育諸学校における食に関する指導の全体的な計画を作成することその他の必要な措置を講ずるものとする。」

「食に関する指導に係る全体計画」の位置づけ

小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領第1章総則第5の1のイ
特別支援学校学習指導要領第1章総則第6の1(2)
高等学校学習指導要領第1章総則第6款1のイ

「教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、**食に関する指導の全体計画**、いじめの防止のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意するものとする。」

手引 p 35

「食に関する指導に係る全体計画」の作成

全体計画①と全体計画②を作成する

<全体計画①>

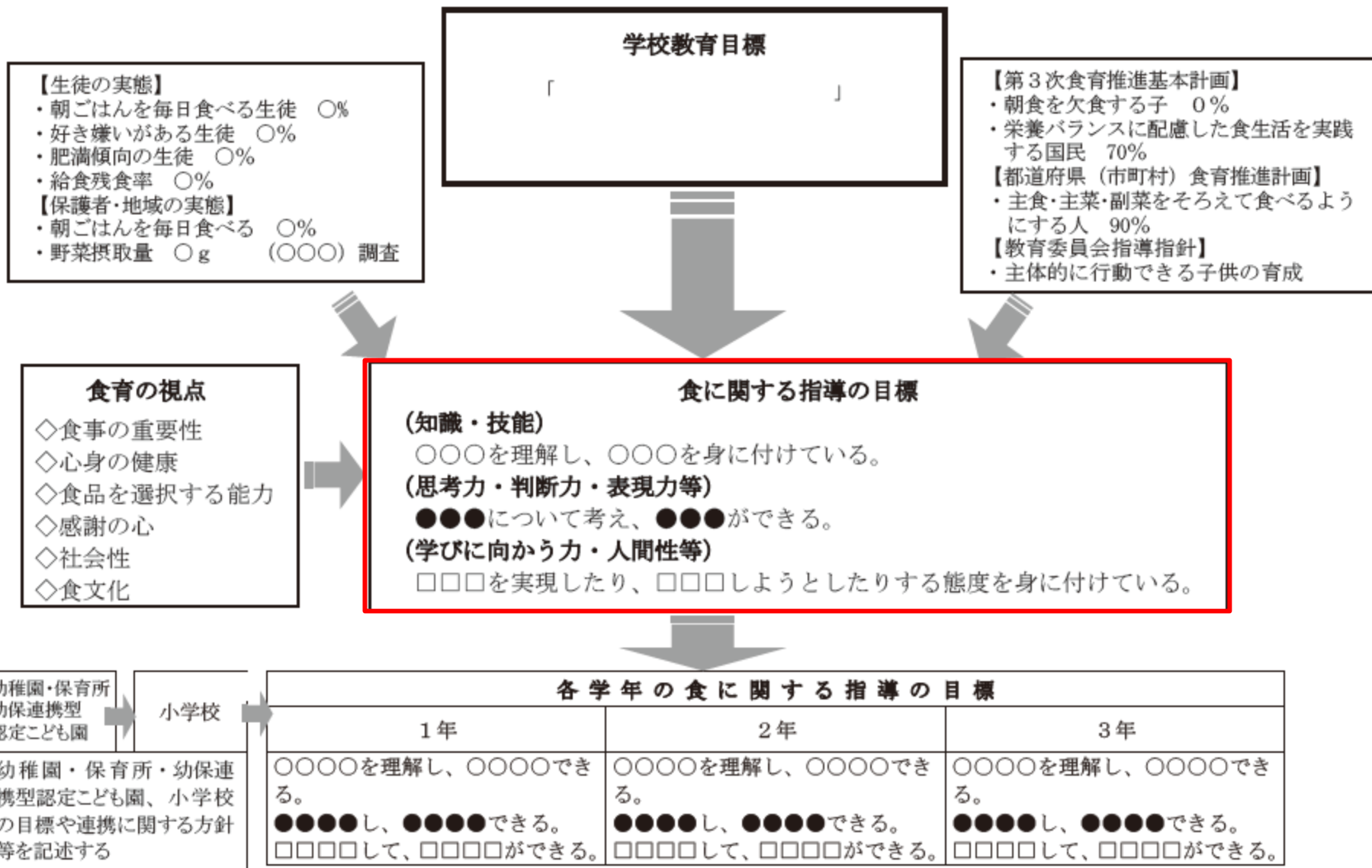
- 学校として、食に関する指導の基本的な在り方を示したものの。
- 学校教育目標や各学校で定める食に関する指導の目標及び内容、指導体制、評価などの基本的な事柄を概括的・構造的に示したものの。

<全体計画②>

- 1年間の流れの中に内容を位置付けて示したものの。
- 年間を通しての指導の計画を簡潔に示したものの。

2 食に関する指導の全体計画①（中学校）例

各学校においては



「食に関する指導に係る全体計画」 の作成の必要性と手順・内容

全体計画作成の手順及び内容

- 1 実態握把
- 2 食育の推進状況に関する評価指標の設定
- 3 学校の食に関する指導の目標の設定
- 4 各学年の食に関する指導の目標の設定
- 5 校種間の連携
- 6 食育推進組織
- 7 食に関する指導
- 8 地場産物等の活用
- 9 家庭・地域等との連携
- 10 全体計画の評価

学校としての指導目標を設定

- 自校の学校教育目標を実現するため
- 6つの食育の視点に基づいて
- 食育基本法や食育推進基本計画、学習指導要領の趣旨、各自治体の食育推進計画等での指標、教育委員会の方針や目標等を踏まえて
- 実態把握に基づいて

文部科学省「食に関する指導の手引」

学校としての指導目標を設定

【実態把握】

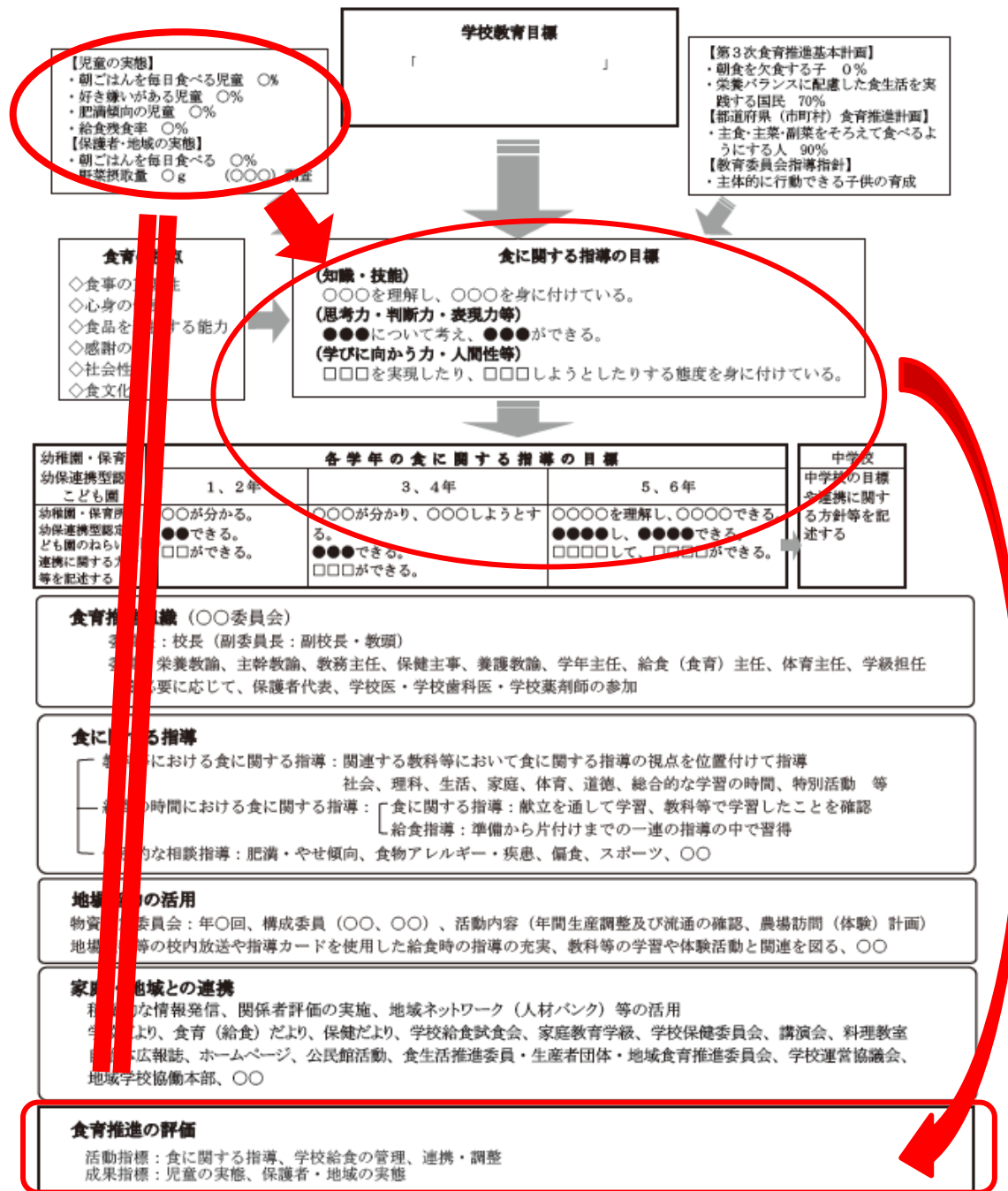
各種調査結果等（食生活の課題、児童生徒の健康状態、運動など活動量の実態）、**教職員の観察**、保護者の要望等



児童生徒に付けたい力
(実態と課題を明確に)

文部科学省「食に関する指導の手引」

1 食に関する指導の全体計画①（小学校）例



手引 p 4 2

教科等横断的な視点で内容を関連付ける

伝統的な食文化を大切にする

推進体制	実行主任		委員		委員		
	計画策定	計画策定					
社会		県の様子【4年】、世界の中の日本、日本の地形と気候【5年】	私たちの生活を支える飲料水【4年】、高地に住む人々の暮らし【5年】	地域にみられる販売の仕事【3年】、ごみのしよりと再利用【4年】、寒い土地の暮らし【5年】日本の食糧生産の特色【5年】、狩猟・採集や農耕の生活、	我が国の農家における食料生産【5年】	地域に見られる生産の仕事（農家）【3年】、我が国の水産業における食料生産【5年】	
					生き物の暮らしと環境【6年】	実がたくさんできたよ【3年】	
徳等 総合的な学習の時間	生活	がっこうだいすき【1年】	たねをまこう【1年】、やさいをそだてよう【2年】	からだのはたらき【6年】	からだのはたらき【6年】		
	家庭		おいしい楽しい調理の力【5年】		朝食から健康な1日の生活を【6年】		
	体育				毎日の生活と健康【3年】		
	他教科等	たけのこぐん【2国】	茶つみ【3音】		ゆうすげむらの小さな旅館【3国】	おおきなかぶ【1国】 海のいのち【6国】	
	道徳	自校の道徳科の指導計画に照らし、関連する内容項目を明記すること。					
	総合的な学習の時間		地元の伝統野菜をPRしよう【6年】				
特別活動	学級活動 ・食育教材活用	給食がはじまるよ*【1年】	元気のもと朝ごはん*【2年】、生活リズムを調べてみよう*【3年】、食べ物の栄養*【5年】	よくかんで食べよう【4年】、朝食の大切さを知ろう【6年】	夏休みの健康な生活について考えよう【6年】	弁当の日のメニューを考えよう【5・6年】	
	児童会活動	残菜調べ、片付け点検確認・呼びかけ 目標に対する取組等（5月：身支度チェック、12月：リクエスト献立募集・集計） 掲示（5月：手洗い、11月：おやつに含まれる砂糖、2月：大豆の変身）					
	学校行事	お花見給食、健康診断		全校集会		遠足	
	給食の時間	給食指導	仲良く食べよう 給食のきまりを覚えよう 楽しい給食時間にしよう		楽しく食べよう 食事の環境について考えよう		食べ物大切にしよう
食に関する指導		給食を知ろう 食べ物の働きを知ろう 季節の食べ物について知ろう				感謝して食べよう 食べ物の名前を知ろう 食べ物の三つの働きを知ろう 食生活について考えよう	

手引 p 4 4

「食に関する指導に係る全体計画」 の作成の必要性と手順・内容

特別支援学校における食に関する指導に係る全体計画

特別支援学校では

- ・ 幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化等
- ・ 学部や学年、学級ごとに、食に関する指導の目標なども異なることも

自立を図るため

<全体計画作成時のポイント>

- 児童生徒の実態を項目例を参考にした的確に把握
- 取り組むべき課題を明確にすることが大切
- 校内の教師間共通理解を図る
- 一緒に全体計画を作り上げていく過程が大切
- 年度末に必ず見直しを行い改善を図る

手引 p 5 4

実態把握の項目例

障害や病気の状態や程度

障害の特性

知的発達や身体発育、身体機能の状態

学習上の配慮事項

食べることに関する発達や経験の程度

本人の嗜好

本人の願い

生活環境や生活習慣、生活リズム

対人関係（マナー）の状況

長所や得意分野

コミュニケーションの状態

家庭や地域の環境

進路 等

手引 p 5 4

実態把握の項目例

障害や病気の状態や程度

障害の特性

知的発達や身体発育、身体機能の状態

学習上の配慮事項

食べることに関する発達や経験の程度

本人の嗜好

本人の願い

生活環境や生活習慣、生活リズム

対人関係（マナー）の状況

長所や得意分野

コミュニケーションの状態

家庭や地域の環境

進路 等

手引 p 5 4

食に関する指導の内容の三体系

- 教科等における食に関する指導
- 給食の時間における食に関する指導
- 個別的な相談指導

教科等における
食に関する指導

給食の時間における
食に関する指導

個別的な相談指導

食に関する指導の内容の三体系

学校の教育活動
全体を通じて

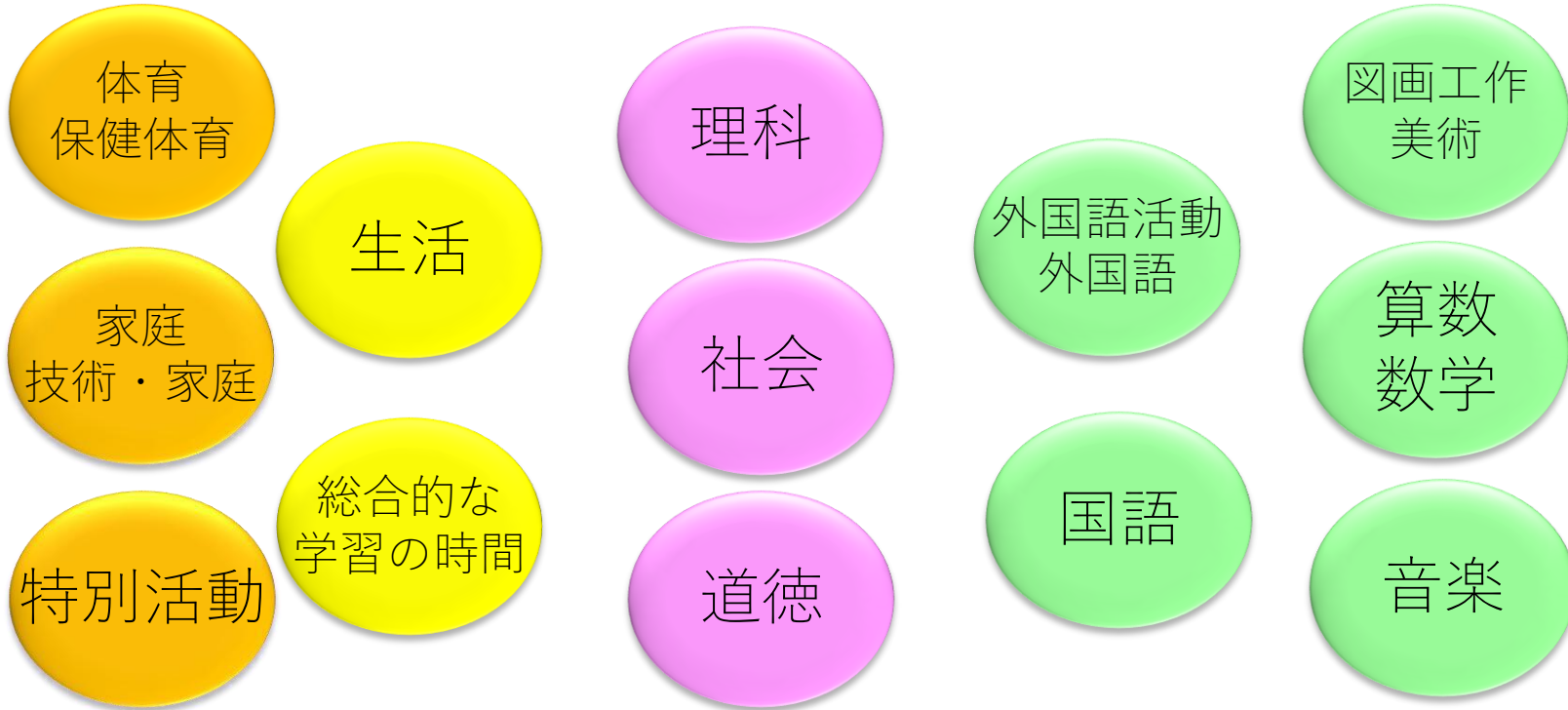
食に関する資質・能力の育成

食育の視点

教科等における
食に関する指導

給食の時間における
食に関する指導

個別的な相談指導



★ 手引 p 74、7

KU@



兵庫県たつの市立小宅小学校

All Rights Reserved.

など

食に関する指導の内容の三体系

- 教科等における食に関する指導
- 給食の時間における食に関する指導
- 個別적인相談指導

給食の時間における食に関する指導は、「食に関する指導」の中心的役割を担うものです。

教科等における
食に関する指導

給食の時間における
食に関する指導

個別적인相談指導

食に関する指導の内容の三体系

特に給食の時間では

〈給食指導〉

準備から片付けの実践活動を通して
計画的・継続的な指導を行う



児童生徒に望ましい食習慣と食に関する実践力を
身に付けさせることができる

〈給食の時間における食に関する指導〉

また、学校給食に地場産物を活用したり、郷土
食や行事食を提供したりする



地域の文化や伝統に対する理解と関心を深める
など高い教育効果が期待できる

教科等における
食に関する指導

給食の時間における
食に関する指導

個別的な相談指導

食に関する指導の内容の三体系

学校給食の栄養管理

〈栄養教諭〉

学校給食摂取基準に基づいた献立作成や、食事状況調査や残食調査などによる状況把握の実施により適切な栄養管理を行い、栄養管理の内容を指導に生かすことができるよう配慮する

〈学級担任〉

栄養教諭と連携しながら、献立のねらい、栄養管理の状況を理解した上で給食の配食を行い、全体及び個別の指導を行う

手引 p 218

教科等における食に関する指導

給食の時間における食に関する指導

個別的な相談指導

食に関する指導の内容の三体系

学校給食の衛生管理

学校給食衛生管理基準に沿った学校における衛生管理

学級担任等の役割 栄養教諭の助言をもとに、

- ・ 給食の配食を行う児童生徒及び教職員について、当番活動が可能であるかを毎日点検
- ・ 児童生徒の配食前、用便後の手洗いを指導
- ・ 清潔な白衣やマスクの着用など衛生的な服装を指導
- ・ 配食や異物混入防止など衛生管理に配慮した給食指導の充実
- ・ 児童生徒が安心して食べられる食事環境作り
- ・ 食物アレルギーを有する児童生徒への適切な対応
- ・ 給食時に発生した嘔吐物の処理及び対応

教科等における食に関する指導

給食の時間における食に関する指導

個別的な相談指導

食に関する指導の内容の三体系

栄養教諭の役割

<給食指導>

- ・ 給食準備の様子、配食での衛生的な取り扱い、食事マナーの定着の様子、残食の状況などの実態把握
- ・ 教職員と共通理解、計画的・継続的な指導

<給食の時間における食に関する指導>

- ・ 献立に使用している食品に含まれる栄養素等について資料を作成
- ・ 教材である学校給食をどのように活用するか検討、打合せ、指導内容を共有
- ・ 指導の後は、児童生徒の行動変容を観察、結果を共有、その後の指導に反映

教科等における食に関する指導

給食の時間における食に関する指導

個別的な相談指導

食に関する指導の内容の三体系

個別的な相談指導

授業や学級活動の中など全体での指導では解決できない健康に関係した**個別性の高い課題**について改善を促すために実施

想定される個別的な相談指導

- ・ 偏食のある児童生徒
- ・ 肥満・やせ傾向にある児童生徒
- ・ 食物アレルギーを有する児童生徒
- ・ スポーツをする児童生徒
- ・ 食行動に問題を抱える児童生徒

教科等における食に関する指導

給食の時間における食に関する指導

個別的な相談指導

3 食に関する指導の内容の三体系

個別的な相談指導の基本的な考え方

その課題の改善を目的として期間を決めて
定期的、継続的に指導を進める



対象の児童生徒の行動変容を促し、改善、
あるいは、より良好な生活を行うための習
慣を獲得できるようにする。

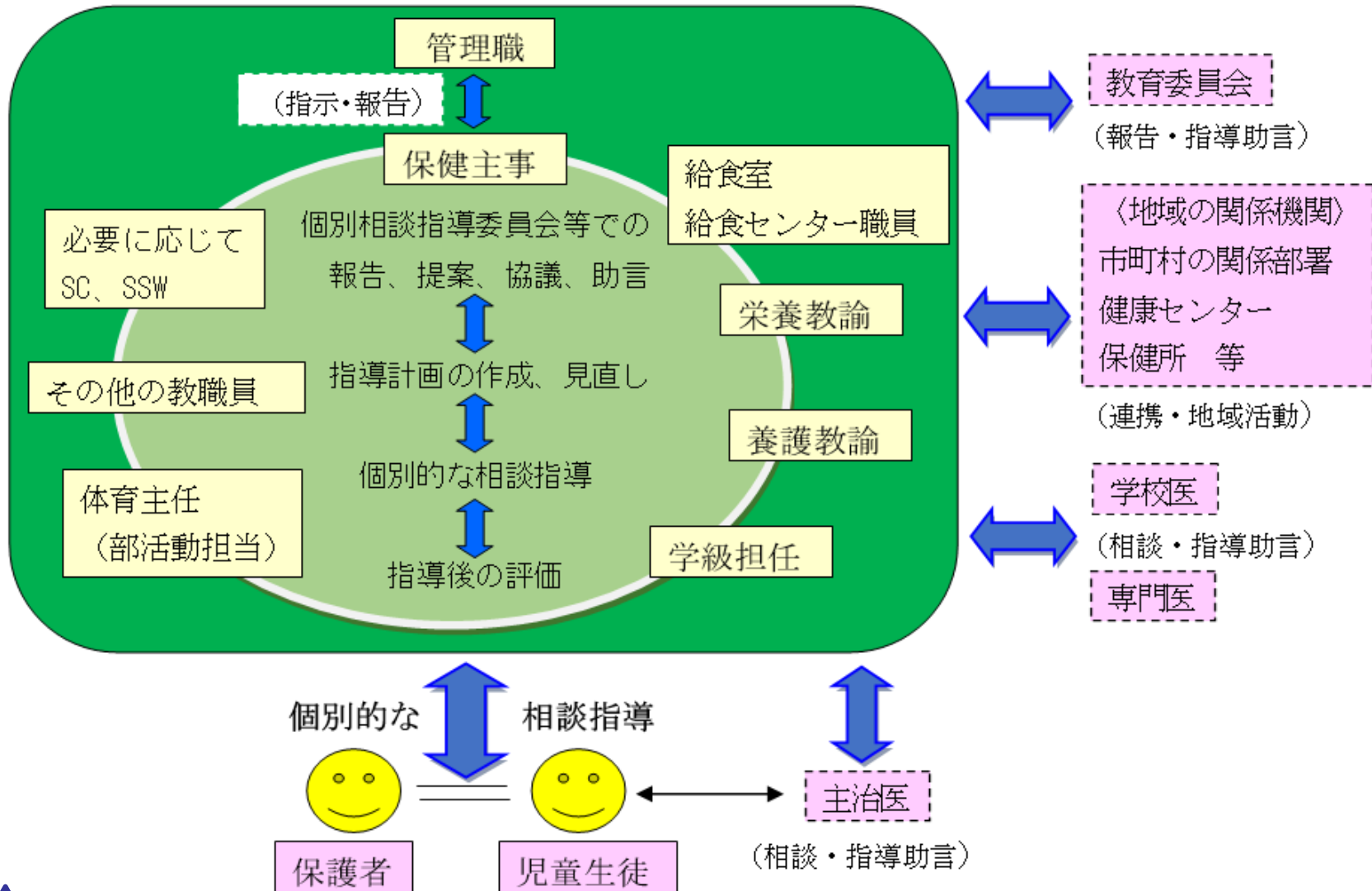
教科等における
食に関する指導

給食の時間における
食に関する指導

個別的な相談指導

個別的な相談指導の体制

図1 個別的な相談指導の体制（例）



教科等における食に関する指導

給食の時間における食に関する指導

個別的な相談指導

※SC：スクールカウンセラー、SSW：スクールソーシャルワーカー